県営小渋川地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による飯田市長、松川町長、喬木村長及び豊丘村長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、 この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和7年11月10日

長野県知事 阿 部 守 一

1 縦覧に供する書類

県営小渋川地区土地改良事業変更計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和7年11月11日から令和7年12月1日まで

3 縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

4 意見書の提出方法

縦覧期間満了までに、長野県南信州地域振興局農地整備課あて書面で提出して ください。

農地整備課